

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

[下松市概要]

下松市は、山口県の南東海岸部に位置し、瀬戸内海に面している。県庁所在地の山口市から東南東へ約40kmの位置にあり、北方と西方を周南市、東方を光市と隣接し、南方は笠戸島を擁し、周防灘に臨んでいる。

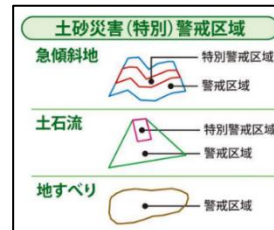
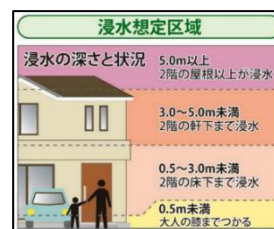
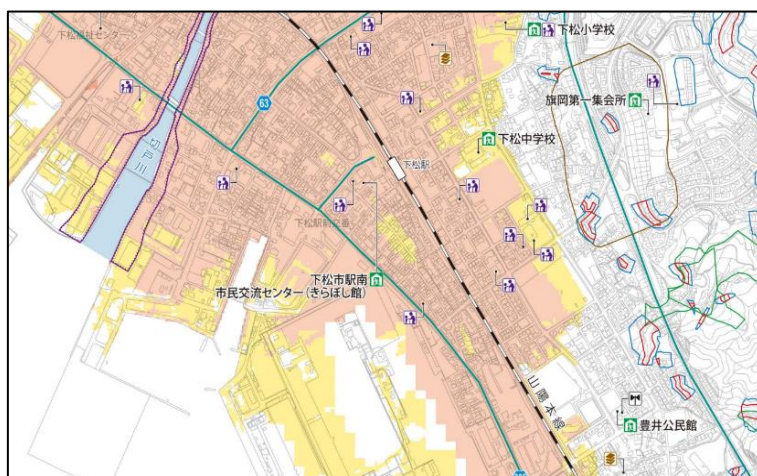
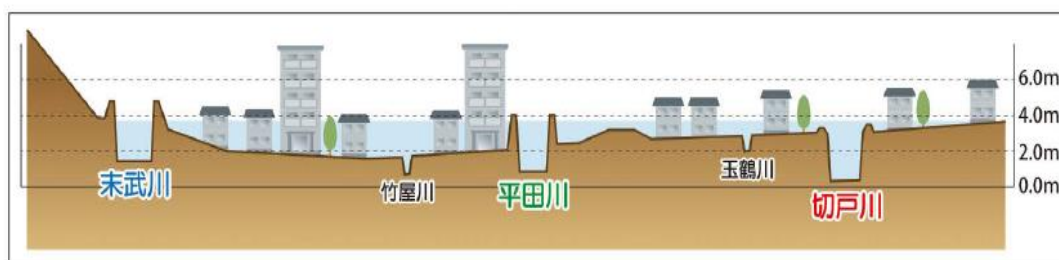
気候に関しては、南部は瀬戸内海に面した温暖な瀬戸内海型気候、北部は標高200mから300mの内陸型気候となっている。

地形は、低地が全体面積の約15% (13 km²) を占め、山地・丘陵が約85% (76 km²) を占めている。市の中心街地は、平野部のほぼ中央から東南に開け、海岸線の南東一帯は工業地帯を形成しており、笠戸湾は、東方を笠戸島 (面積11.77 km²)、西方を周南市大島半島に囲まれ、波静かな天然の良港をなしている。

(1) 地域の災害リスク

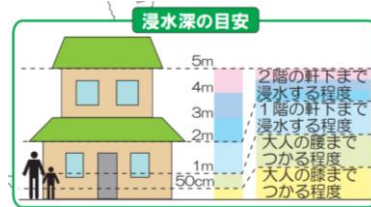
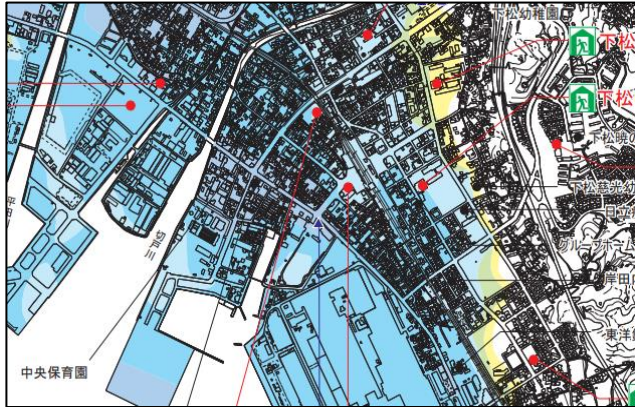
1) 洪水・土砂災害：下松市洪水・土砂災害ハザードマップ

下松市の市街地は、切戸川、平田川、末武川の洪水時の水位よりも低い所に位置するため、ひとたび河川が溢れたり、堤防が決壊したりすると、大きな被害に見舞われる。



2) 高潮：下松市高潮ハザードマップ

山口県では、平成 11 年の台風 18 号、平成 16 年の台風 18 号により高潮被害があり、下松市でも、平成 11 年の台風 18 号では、笠戸島や洲鼻地区で浸水被害が発生した。



- 高潮時に開設される避難所
- 指定避難所
- ▲ 主要な公共施設など
- 災害時要援護者関連施設※

3) 地震：地震ハザードステーション J-SHIS、下松市地震防災マップ

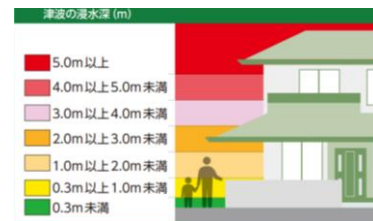
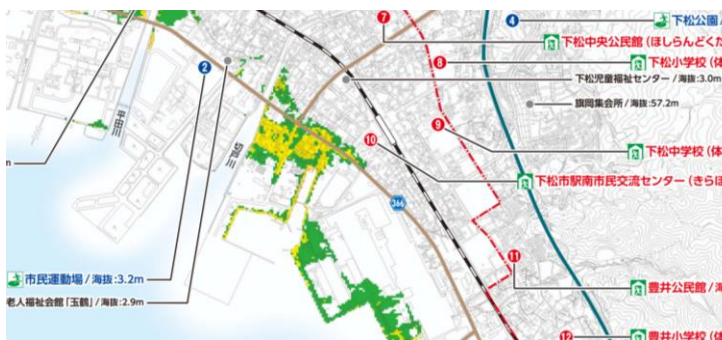
J-SHIS の 2021 年基準の地震ハザードカルテによると、下松市の中心市街地においては、今後 30 年間の間に、震度 6 強以上の超過確率 2.2%、6 弱以上 14.7%、5 強以上 51.6%、5 弱以上 84.7%となっている。下松市地震防災マップ内のゆれやすさマップにおいては、

- ①市城南東部から北東方向に約 15km の長さでのびる大河内断層（想定マグニチュード 7.2）
- ②まだ確認されていない活断層が活動し起こる地震（想定マグニチュード 6.9）
- ③東南海・南海地震が同時に発生（想定マグニチュード 8.5）

の 3 つの想定地震を重ね合わせた最大震度を表示しており、海岸線の一部が震度 7、市中心部は震度 5 強～6 強となっている。

4) 津波：下松市津波ハザードマップ

徳山下松港における南海トラフ巨大地震による最高津波水位は 3.2m（津波波高 1.5m）最高津波水位到達時間は 130 分、周防灘断層群主部の地震による最高津波水位は 2.9m（津波波高 1.3m）最高津波水位到達時間は 50 分となっている。



5) 感染症：新型インフルエンザ対策行動計画

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたウイルスとは表面の抗原性が全く異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生する。

2019 年 12 月に発生した新型コロナウイルス感染症のように、国民の大部分が免疫を獲得していないことなどから、全国的かつ急速にまん延し、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある。

6) 過去の災害：下松市防災計画

○台風

発生時期	被害状況等
H3 9/14～15	(台風 17 号) 負傷者 1 人、農作物等被害 3.0ha、水産施設被害、道路施設被害 1 箇所
H3 9/27～28	(台風 19 号) 死者 1 名、負傷者 10 人、住家半壊 16 棟、農作物等被害 490ha、森林被害面積 121.97ha、水産施設被害 5 箇所、漁船被害 82 隻、河川被害 2 箇所、道路被害 3 箇所、海岸・港湾施設被害、その他学校等施設被害
H16 8/29～31	(台風 16 号) 切戸川、末武川、平田川のはん濫などで 18 戸が床上浸水。平田川の水が溢れ出し、川沿いの市道が約 40m にわたって決壊。
H16 9/6～7	(台風 18 号) 台風から避難するため同市笠戸島沖に停泊していた貨物船(乗員 22 人)が座礁し、20 人の遺体が発見され、残り 2 人が行方不明(同年 10 月 7 日現在)

○豪雨・土砂災害

発生時期	被害状況等
H5 7/16～18	(梅雨前線) 笠戸島で土石流発生(7 月 17 日)、道路施設被害、河川被害、農業用施設被害、林業用施設被害
H21 7/21～25	(集中豪雨) 床上浸水 4 件、床下浸水 100 件、住宅半壊 1 件
H30 7/5～8 [*]	(梅雨前線) 全壊 2 件、半壊 2 件、一部損壊 6 件、床上浸水 6 件、床下浸水 56 件

※平成 30 年 7 月豪雨では、観測史上最大の 1 時間当たり降雨量(86 mm)を記録するなどし、市内各地で土砂災害、浸水被害など甚大な被害が発生した。また、下松市と光市を結ぶ国道 188 号線沿いで土砂崩れが発生。JR 線の徳山～柳井間が不通となり、国道 188 号線も通行止めや片側通行となった。



市内



国道 188 号線沿い



笠戸島

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数：2,246 事業者（平成 28 年経済センサス 活動調査より）
- ・ 小規模事業者数：1,218 事業者（平成 28 年経済センサス 基礎調査より）

平成 28 年経済センサス-活動調査（事業所に関する集計）
産業（大分類）別民営事業所数、事業従事者数

産業大分類	事業所数	割合 (%)	従業者数 (人)	割合 (%)
農林漁業	5	0.2	89	0.4
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0
建設業	239	10.6	1,770	7.2
製造業	155	6.9	6,306	25.7
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.1	72	0.3
情報通信業	21	0.9	186	0.8
運輸業、郵便業	59	2.6	1,374	5.6
卸売業、小売業	715	31.8	5,519	22.5
金融業、保険業	30	1.3	276	1.1
不動産業、物品賃貸業	124	5.5	468	1.9
学術研究、専門・技術サービス業	78	3.5	597	2.4
宿泊業、飲食サービス業	239	10.6	1,811	7.4
生活関連サービス業、娯楽業	219	9.8	1,072	4.4
教育、学習支援業	57	2.5	278	1.1
医療、福祉	134	6.0	2,442	10.0
複合サービス事業	19	0.8	370	1.5
サービス業（他に分類されないもの）	150	6.7	1,889	7.7
合計	2,246	100	24,519	100

(3) これまでの取組

1) 下松市の取組

- ①「下松市地域防災計画」および「下松市業務継続計画」を策定
- ②下松市防災ガイドマップを作成

2) 下松商工会議所の取組

- ①会員事業所に対する取組
 - ・ 山口県火災共済協同組合と連携した各種共済制度の加入促進
 - ・ 新型コロナウイルス感染症対策窓口の設置
 - ・ 事業者BCP策定セミナーを実施
 - ・ 平成 30 年 7 月豪雨災害における、特別相談窓口開設・被災地域事業所への被災状況ヒアリング・融資斡旋・各種補助金制度活用の促進・支援施策の情報発信

②職員の取組

- ・火災報知器の作動点検
- ・消防設備点検
- ・会館内の消火器設置

II 課題

- ・緊急時における下松市と下松商工会議所の協力体制や緊急連絡網、対策マニュアルは整備がされていない。
- ・下松商工会議所においては、事業者に対し、BCP に関して助言を行える経営指導員等職員が不足している。
- ・新型コロナウイルス感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、事業者 BCP 策定支援を行う。
 - ①窓口・巡回相談時における周知（随時）
 - ②下松商工会議所所報（1 回／年）及び HP 等を活用した周知
 - ③セミナー等における BCP 対策の周知（1 回／年）
 - ④事業継続力強化計画策定支援（5 件／年）
 - ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、下松商工会議所と下松市の間における被害情報報告ルートを構築する。
 - ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内の体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
 - ・新型コロナウイルス感染症対策において、地区内小規模事業者に対し、業種別ガイドラインに基づく感染拡大防止等の周知を行うとともに、当所としても、リモートワーク等を含む感染対策を準備する。
- ※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

下松商工会議所と下松市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、下松市が作成したハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、フェイスブック等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・当所職員に対しても、本計画の内容を共有し、災害時の体制・役割を整備する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所では、平成30年4月1日に「下松商工会議所災害時対応マニュアル」を策定。
※令和元年10月1日、令和2年4月1日改定

3) 関係団体等との連携

- ・山口県火災共済協同組合をはじめ、損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・巡回、窓口相談を通して、地区内小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認する。
- ・下松商工会議所と下松市の連携を密にし、状況確認や改善を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（大雨による土砂災害・洪水・高潮、地震、感染症等）が発生したと仮定し、市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後すみやかに職員の安否報告を行う。
- ・SNSや災害用伝言ダイヤル等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を下松商工会議所と下松市で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症が流行した場合、国や県が発出する基本的対処方針に沿って感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・下松商工会議所と下松市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・豪雨の際、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

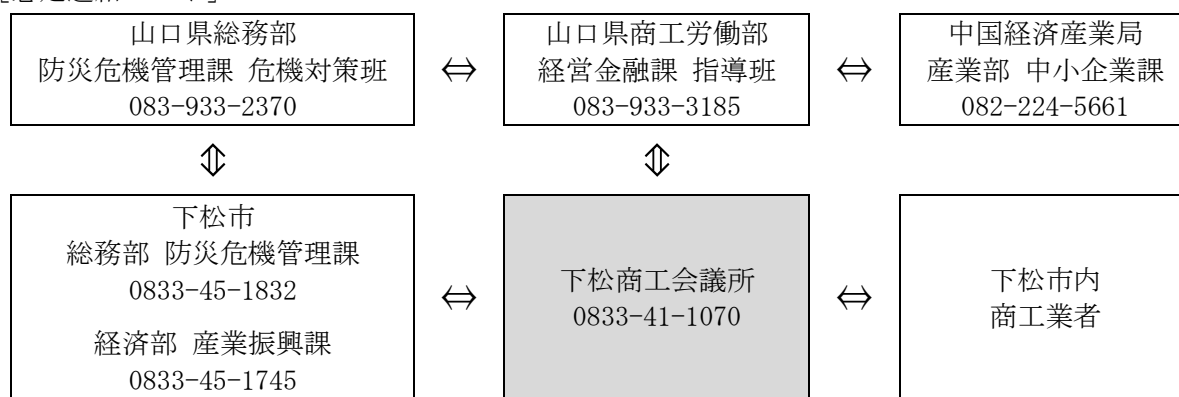
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、下松商工会議所と下松市は被害情報等を共有する。また、必要に応じて随時情報共有を行う。
- ・下松市で取りまとめた「下松市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当市が共有した情報を、メール又はファックスにて当会又は当市より山口県へ報告する。

[想定連絡ルート]



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、下松市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や山口県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 地元市・町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山口県等に相談する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制																	
(令和5年1月現在)																	
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制等)																	
<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">下松商工会議所</th></tr><tr><th colspan="2">専務理事</th></tr></thead><tbody><tr><td>法定経営指導員</td><td>1名</td></tr><tr><td>経営指導員</td><td>4名</td></tr><tr><td>補助員</td><td>2名</td></tr><tr><td>一般職員</td><td>7名</td></tr><tr><td colspan="2">※臨時・嘱託職員除く</td></tr></tbody></table>	下松商工会議所		専務理事		法定経営指導員	1名	経営指導員	4名	補助員	2名	一般職員	7名	※臨時・嘱託職員除く		連携 連絡調整	<table border="1"><tr><td>下松市経済部 産業振興課</td></tr></table>	下松市経済部 産業振興課
下松商工会議所																	
専務理事																	
法定経営指導員	1名																
経営指導員	4名																
補助員	2名																
一般職員	7名																
※臨時・嘱託職員除く																	
下松市経済部 産業振興課																	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制																	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員：合田隆志 (連絡先は後述 (3) ①参照)																	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う																	
・本計画の具体的な取組の企画や実行																	
・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)																	
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先																	
①商工会／商工会議所																	
下松商工会議所 中小企業相談所																	
〒744-0008 山口県下松市新川二丁目1番38号																	
TEL：0833-41-1070 / FAX：0833-44-2022																	
E-mail：daihyo@kudamatsu-cci.or.jp																	
②関係市町村																	
下松市経済部産業振興課																	
〒744-8585 山口県下松市大手町三丁目3番3号																	
TEL：0833-45-1745 / FAX：0833-45-1849																	
E-mail：sangyou@city.kudamatsu.lg.jp																	
※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。																	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	230	230	230	230	230
・ 専門家派遣費	150	150	150	150	150
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンフ、チラシ作成費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、山口県補助金、下松市補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。